

# 災害予測評価システム導入業務公募型企画競争 提案説明書

## 1 業務名

災害予測評価システム導入業務

## 2 業務の背景及び目的

近年、他都市において風水害による甚大な被害が頻発しており、本市においても同様の被害の発生が懸念されている。避難情報の発令を伴う風水害の危険性を予測することが出来れば、あらかじめ本市職員による避難所運営準備などの災害対応を早期の段階で実施可能となる。また、日没後に避難情報を発令した場合は、市民は夜間の避難行動することとなり二次災害の恐れがあるが、適切に避難情報の発生見込みを予測した上で日没前に避難情報の早期発令を行うことにより、二次災害を最小限に抑えることが可能になると見込まれる。

本業務は、本市の避難情報発令の判断や災害対応の早期実施のため、風水害の危険性を予測し、その予測に対する分析・評価が可能な災害予測評価システム（以下、システム）の導入及びシステムによる継続的な情報提供を目的とする。

## 3 調達概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約

### (2) 告示日

令和6年12月24日

### (3) 履行期間

契約締結の日（令和7年4月上旬予定）から令和10年3月31日まで

## 4 業務内容

業務内容については、仕様書（別紙1）を参照のこと。なお、業務内容にある本市の避難情報発令の判断に用いている最新版のマニュアル（洪水及び土砂災害）は、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時45分から午後5時15分までに以下で閲覧が可能である。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所危機管理局危機管理部危機管理課（7階北側）

また、同マニュアルはデータによる提供も可能であるため、詳細については、契約担当あてに電子メールで確認すること。

## 5 予算規模

35,500千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

また、本件に係る予算の一部は、令和7年第1回定例会において令和6年度予算の繰越明許費の議決を得ることが前提となっている。

## 6 企画提案に求める事項

- (1) 業務目的を十分に理解し、適正なスケジュールで効果的に業務を進めることが出来る業務実施体制や業務工程となっていること。また、本市の導入に係るスケジュールを理解した内容であること。
- (2) システムの機能として予測した風水害の危険性や切迫度が地図情報等を活用し、視覚的にわかりやすいデザインとなっており、どこの地域の危険性が切迫しているかすぐに判断できること。また、システムの操作性は簡易なものとなっていること。
- (3) 本市の避難指示等発令に用いるマニュアルで着目する洪水及び土砂災害に関する内容に着目し、札幌市の地域特性を考慮した提案であること。なお、提案にあたっては関係法令に適合した内容であること。
- (4) システム運用期間中における運用保守体制に関する考え方が示されていること。
- (5) システム導入のほか、本市の災害対策について提案すること。特に、当該業務における過去事例の検証を踏まえた提案を行うことが望ましい。

## 7 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「業種」が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。

(6) 本件に係る気象業務法の許可を取得していること。なお、企画提案時には許可見込みのものを認めるが、契約時には許可が必要であることに留意すること。

※ 複数社が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たし、構成員すべてにより(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 参加手続き等に関する日程

(1) 企画提案の公募開始	令和6年12月24日
(2) 質問書の提出期限	令和7年3月3日※
(3) 質問に対する回答(最終日)	令和7年3月5日
(4) 企画提案に係る申出書等提出期限	令和7年3月7日※
(5) 一次審査(書類審査)	令和7年3月18日
(6) 二次審査(ヒアリング)	令和7年3月24日

※提出期限については、それぞれ期限日の正午を必着とする。

## 9 申込方法

### (1) 提出書類

正本は、以下のア～キの構成で一式とし、1部提出するとともに、PDFファイル形式の電子媒体(CD又はDVD)を1部提出すること。(書類の提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～カの構成で一式とし、10部提出すること。(書類の提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はせず、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。なお、複数社が協力して参加する場合、様式2～4はすべての構成員が提出すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 参加資格に係る申出書(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 業務体制の概要及び実施方法(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式5)

カ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

キ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

※積算根拠がわかるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

### (2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。持参での提出については、期限内の土曜

日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時45分から午後5時15分までとする。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所危機管理局危機管理部危機管理課（7階北側）

(3) 提出期限

令和7年3月7日 12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市危機管理局危機管理部危機管理課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp//kikikanri/keiyakujohto/r6keiyaku/saigaiyosoku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

## 10 問合せ

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式6)に質問の要旨を簡潔に記入し、契約担当までFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「災害予測評価システム導入業務 質問書」とし、令和7年3月3日(月)12:00まで受け付けるものとする。

【FAX】011-218-5115

【送付先電子メールアドレス】kiki\_bosai@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問書による質問内容及びその回答は、随時、札幌市公式ホームページにて公開

する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp//kikikanri/keiyakujohto/r6keiyaku/saigaiyosoku.html>

## 11 選定方法

「災害予測評価システム導入業務」企画競争実施委員会（以下、実施委員会という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を選定者として選定する。

### (1) 一次審査

- ア 提出書類に基づき、表1に示す評価基準表により、実施委員会委員の評価の合計点が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。
- イ 一次審査においては、最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割、かつ、各審査項目における点数が満点の3割）を満たす者を審査対象とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に書面にて通知する。
- エ 一次審査の通過者は3者程度とする。なお、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

### (2) 二次審査

- ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については別途通知する。なお、札幌市及び企画提案者の所在地の状況により、オンライン形式で実施する場合がある。
- イ 出席者は参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1企画提案者あたり30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの実施順については、実施委員会委員長が事前に決める。
- オ 二次審査では、表1の評価基準表に基づき、最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割、かつ、各審査項目における点数が満点の3割）を満たす企画提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を選定者として選定する。  
なお、説明は企画提案書のみを用いて行うこととする。
- カ 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割、かつ、各審査項目における点数が満点の3割）を満たせば選定者として選定する。
- キ 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ク 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象の企画提案者に書面にて通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として入選者を契約候補者とし、その手続きに関しては、札幌市契約規則による。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「7 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

表1 評価基準表

審査項目	審査の視点	配点
業務遂行能力に関する事	適切な業務履行スケジュールが提案されているか	5
	適切な人員配置がなされているか	5
	他都市での類似システムの導入実績があるか	5
操作性・機能性	予測した風水害の危険性は、どこの地域が切迫しているかなど一目でわかるデザインとなっているか	15
	簡易な操作性となっているか	10
予測手法等	札幌市の避難指示等発令に用いるマニュアルで着目する洪水及び土砂災害に関する内容を理解した提案か	20
	札幌市の地域特性を考慮した内容となっているか	20
運用保守	運用期間中における運用保守体制は適切か	5
創意工夫	システムの機能向上などの提案がなされているか	5
	本市の災害対策に資する提案がなされているか	10
合計		100

12 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書および各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

### 13 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

### 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

### 15 著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 16 その他

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

### 17 契約担当

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 渡辺

Tel : 011-211-3062 Fax : 011-218-5115

電子メールアドレス : kiki\_bosai@city.sapporo.jp

ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/org/kikikanri/>